

平成十三年文部科学省令第四十三号

独立行政法人教職員支援機構に関する省令  
独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七一条、第三十八条第一項及び第四項、第四十八条第一項並びに第五十条並びに独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十一年政令第三百六十六号）第五条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人教員研修センターに関する省令を次のように定める。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

**第一条** 独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の第二項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他文部科学大臣が定める財産とする。

（監査報告の作成）

**第一条の二** 機構に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

**2** 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

**3** 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 ① 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。  
② 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
一 監事の監査の方法及びその内容  
二 機構の業務が、法令等に従つて適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見  
三 機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他の機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 機構の役員の職務の遂行にし、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があつたときは、その事実  
五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由  
六 監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

**第一条の三** 機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号。以下「機構法」という。）及びこの省令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。

（業務方法書に記載すべき事項）

**第一条の四** 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 機構法第十条第一号に規定する研修に関する事項

二 機構法第十条第二号に規定する助言に関する事項

三 機構法第十条第三号に規定する指導、助言及び援助に関する事項

四 機構法第十条第四号に規定する調査研究及びその成果の普及に関する事項

五 機構法第十条第五号に規定する認定に関する事務に関する事項

六 機構法第十条第六号に規定する教員資格認定試験の実施に関する事務に関する事項

七 業務委託の基準

八 競争入札その他の契約に関する基本的事項

九 その他機構の業務の執行に関する必要な事項

（中期計画の作成・変更に係る事項）

**第二条** 機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（中期計画記載事項）

**第三条** 機構に係る通則法第三十条第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 施設及び設備に関する計画

二 人事に関する計画

三 中期目標期間を越える債務負担

四 積立金の使途

（年度計画の作成・変更に係る事項）

**第四条** 機構に係る通則法第三十条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関する事項及びその理由を記載しなければならない。

2 機構は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（業務実績等報告書）

**第五条** 機構に係る通則法第三十二条第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

（事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行つた結果を明確にする報告書）

該実績について自ら評価を行つた結果を明確にする報告書

中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行つた結果を明確にする報告書

中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行つた結果を明確にする報告書

中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行つた結果を明確にする報告書

中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行つた結果を明確にする報告書

中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行つた結果を明確にする報告書

中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行つた結果を明確にする報告書

中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行つた結果を明確にする報告書

かにした報告書

ハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。  
イ 中期計画及び年度計画の実施状況  
ロ 当該事業年度における業務運営の状況  
ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期計画の最初の事業年度の属する中期計画について、機構の最初の事業年度開始三十日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、文部科学大臣に提出しなければならない。

イ 中期目標及び中期計画の実施状況



